

東京都計画公園 総括図
第8・2・30号 高松農の風景公園
(縮尺) 20,000分の1 (練馬区決定)

※この図面では、用途地域、特別用途地区、高度地区、防火・準防火地域、
新たな防火規制区域、風致地区、都市計画道路()を表しています。

第8・2・30号 高松農の風景公園

凡 例

用途地域 記号

用途地域(特別用途地区)

高度地区

防火地域等の指定

新たな防火規制区域

風致地区

- 注意事項
1. 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の都庁に集まる各関係機関の都市計画部(都市計画課)に問い合わせください。
 2. 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画部(都市計画課)の都市計画」をご覧ください。
 3. 用途地域の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。道路等の指定(形状)に道路幅員指定のないもの(道路幅員指定のない道路)は、道路幅員指定のない道路(道路幅員指定のない道路)の境界線から20mまたは30m(道路幅員指定のない道路)の表示があります。
 4. 赤の線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
 5. 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。また、練馬区ホームページの「都市計画」ページでもご確認ください。